

処分者一覧（令和5年11月28日現在）

◎厚生労働大臣による懲戒処分

■処分を受けた会員

| 支部<br>種別   | 氏名    | 登録番号<br>会員番号        | 事務所名称及び所在地                           |
|------------|-------|---------------------|--------------------------------------|
| 福岡中央<br>開業 | 光安 弘子 | 40020074<br>4010904 | 光安会計・労務事務所<br>福岡市中央区舞鶴3-2-1D S福岡ビル4F |

（処分の内容）

社会保険労務士業務の停止（令和5年3月18日から1年）

（処分の理由）

キャリアアップ助成金（正社員化コース）の申請を提出代行するに当たり、自身が副所長を務める光安会計・労務事務所の補助者をして同申請の規定の添付書類である「労働条件変更通知書」（2通）を偽造させ、福岡労働局職業安定部職業対策課助成金センターへ提出した行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項及び同法第25条の3に該当するため。

■処分を受けた会員

| 支部<br>種別  | 氏名    | 登録番号<br>会員番号        | 事務所名称及び所在地 |
|-----------|-------|---------------------|------------|
| 福岡東<br>勤務 | 光永 尚慰 | 40120035<br>4022140 |            |

（処分の内容）

社会保険労務士業務の停止（令和4年10月9日から1年）

（処分の理由）

雇用調整助成金の支給申請にあたり、対象労働者の一部の者が対象期間より前に雇止めを通知されており助成の対象に該当しないことをあらかじめ認識していたにもかかわらず、当該労働者が助成の対象に該当するかのよう装うため、故意に、虚偽の内容を記載した支給申請書を作成し、福岡労働局長あてに提出した行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項及び同法第25条の3に該当するため。

◎福岡県社会保険労務士会の処分

■処分を受けた会員

| 支 部<br>種 別 | 氏 名   | 登録番号<br>会員番号        | 事務所名称及び所在地                        |
|------------|-------|---------------------|-----------------------------------|
| 福岡東<br>勤務等 | 中原 良樹 | 40020038<br>4021001 |                                   |
| 福岡南<br>開 業 | 長田 剛一 | 40050076<br>4011067 | ナガタ社会保険労務事務所<br>福岡市南区花畑2-27-9-203 |

(処分をした年月日)

令和5年11月28日

(処分の内容)

会員権停止(令和5年11月29日から1年)。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分の理由)

令和3年度倫理研修未受講に係る「会員権停止」処分を受けた会員が次年度に倫理研修(令和4年度倫理研修)を受講せず、倫理研修規程第5条(受講猶予措置等)の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分を受けた会員

| 支 部<br>種 別 | 氏 名   | 登録番号<br>会員番号        | 事務所名称及び所在地 |
|------------|-------|---------------------|------------|
| 福岡東<br>勤務等 | 塚本 陽一 | 40090084<br>4021838 |            |
| 北九州<br>勤務等 | 佐野 直之 | 40080088<br>4022060 |            |

(処分をした年月日)

令和5年11月28日

(処分の内容)

会員権停止(令和5年11月29日から1年)。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分の理由)

令和3年度倫理研修未受講に係る「訓告」処分を受けた会員が次年度に倫理研修（令和4年度倫理研修）を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分を受けた会員

| 支部<br>種別   | 氏名    | 登録番号<br>会員番号        | 事務所名称及び所在地                      |
|------------|-------|---------------------|---------------------------------|
| 福岡中央<br>開業 | 永尾 勝己 | 40100040<br>4011328 | 永尾労務管理事務所<br>福岡市中央区荒戸3-4-21-105 |
| 福岡東<br>勤務等 | 金子 聡明 | 40150110<br>4021679 |                                 |
| 福岡東<br>開業  | 淵上 洋平 | 40150081<br>4011674 | ちとせ労務管理事務所<br>福岡市東区香椎1-10-5-518 |
| 福岡南<br>開業  | 山内 繁  | 40820210<br>4010137 | 社会保険労務士山内繁事務所<br>大野城市若草2-25-22  |
| 北九州<br>勤務等 | 貝嶋 稔  | 40100074<br>4021361 |                                 |

（処分をした年月日）

令和5年11月28日

（処分の内容）

訓告

（処分の理由）

令和3年度倫理研修の受講対象者だった会員が同研修を受講せず、倫理研修規程（以下「規程」という。）第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかったことから、本会が令和4年7月19日、「規程」第7条（受講しなかった会員への対応）に基づく「倫理研修未受講に係る指導書」を発出し、倫理研修受講の指導を行ったにもかかわらず、次年度に倫理研修（令和4年度倫理研修）を受講せず「規程」第5条の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第1号及び「規程」第8条第1項第1号の訓告処分に該当する。